

## 「主要行等向けの総合的な監督指針」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、[「主要行等向けの総合的な監督指針」](#)、[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」](#)の一部改正（案）について、令和3年6月18日（金）から7月19日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。




その結果、28件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

具体的な改正の内容については、[別紙2](#)及び[別紙3](#)を御参照ください。  
改正後の監督指針については、令和3年9月1日（水）から適用されることとなります。

### お問い合わせ先

金融庁 TEL : 03-3506-6000（代表）  
監督局外国証券等モニタリング室（内線 : 2932、2930）

- (別紙1)  [コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2)  [「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙3)  [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)